

京都市告示第616号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年3月15日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
西七条緯31 号線	南区吉祥院西ノ庄門口町29番地地先内	旧	30.00	3.80 ~ 4.00
		新	30.00	6.00 ~ 7.40

(建設局土木管理部道路明示課)